

手数料

(東部工業技術センター関係分)

種別	単位	金額(円)	備考
一 試験及び測定(B)			
1 材料試験			
(一)引張り、曲げ、圧縮、抗折又はせん断			
(1)鉄筋コンクリート用棒鋼	1試料	2,400	
(2)その他	1試料	2,400	降伏点又は耐力を測定する場合は、600円を加算した額とする。
(二)衝撃	1試料	2,400	
(三)硬さ	1試料	1,100	①測定箇所3箇所までごとに ②硬さ基準を測定する場合は、1,400円を加算した額とする。
(四)磨耗	1試料	1,000	スガ式による。
2 機械器具の性能又は強度試験			
(一)手数を要することの特に少ないもの	1試料	2,400	
(二)手数を要することの少ないもの	1試料	3,900	
(三)手数を要するもの	1試料	7,300	
(四)手数を要することの特に多いもの	1試料	10,100	
3 染色堅ろう度			
(一)洗濯	1 件	2,300	機械法によるものとし、8試料までごとに
(二)熱湯、水又は海水	1 件	2,500	5試料までごとに
(三)汗	1 件	1,900	5試料までごとに
(四)摩擦(乾・湿)	1 件	1,700	3試料までごとに
4 繊維及び繊維製品の物性試験			
(一)引裂強さ、剛軟度、寸法変化率、斜行度、防水度、繊維水分、摩擦、磨耗、通気度又は透湿度	1 件	1,700	
(二)ピリング	1 件	3,600	6試料までごとに
(三)引張り、圧縮又はせん断	1 件	2,500	
(四)防炎性	1 件	3,800	
5 活性炭試験			
比表面積測定	1試料	3,500	
6 光学試験			
輝度・色度	1試料	3,400	①分光放射輝度計によるもの ②測定箇所5箇所までにつき

種 別	単 位	金額(円)	備 考
7 測定			①他の種別に掲げる測定以外の測定 ②1試料につき。ただし、日本産業規格に複数の試料の平均値を測定値として規定している場合は、同規格に規定する試料の数をもって1試料とする。 ③印画紙に記録する場合は、700円を加算した額とする。 ④試料の作製を必要とする場合は、5,500円を加算した額とする。 ⑤2項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、2項目目から1項目ごとに400円を加算する。
(一)手数を要することの少ないもの	1項目	1,500	
(二)手数を要するもの	1項目	2,900	
(三)手数を要することの特により多いもの	1項目	7,600	

種 別	単 位	金額(円)	備 考
二 検査及び分析(C)			
1 一般定性分析			①他の種別に掲げる分析以外の分析 ②1試料につき ③2成分以上の分析依頼があった場合で1回の分析操作で分析できる成分については、これらの成分を1成分として手数料を計算する。
(一) 手数料を要することの少ないもの	1成分	1,800	
(二) 手数料を要するもの	1成分	3,100	
(三) 手数料を要することの特に多いもの	1成分	4,600	
2 一般定量分析			①1試料につき ②試料の前処理を必要とする場合は、2,800円を加算した額とする。 ③2成分以上の分析依頼があった場合で1成分の分析操作の結果により算出できる成分については、2成分目から1成分ごとに300円を加算する。
(一) 手数料を要することの特に少ないもの	1成分	2,700	
(二) 手数料を要することの少ないもの	1成分	4,800	
(三) 手数料を要するもの	1成分	7,000	
(四) 手数料を要することの特に多いもの	1成分	9,200	
3 特殊定性分析及び特殊定量分析			1試料につき
(一) ガスクロマトグラフによるもの	1成分	9,900	
(二) ガスクロマトグラフ質量分析計によるもの	1成分	23,900	
(三) 赤外分光光度計によるもの	1試料	7,100	
(四) 炭素硫黄分析装置によるもの	1成分	3,400	
(五) X線装置によるもの			
(1) 定性分析	1試料	3,200	
(2) 定量分析	1成分	6,200	1試料につき2成分以上分析する場合は、2成分目から1成分ごとに1,300円を加算する。
(3) 回折	1試料	2,700	
4 工業用水及び工場排水検査			
(一) 化学的酸素要求量	1試料	2,100	
(二) 用水及び排水中の成分			
(1) 手数料を要することの少ないもの	1成分	2,000	
(2) 手数料を要するもの	1成分	4,700	
(3) 手数料を要することの特に多いもの	1成分	8,000	
(三) 温度、外観等			
(1) 手数料を要することの特に少ないもの	1項目	800	
(2) 手数料を要することの少ないもの	1項目	1,200	

種 別	単 位	金額(円)	備 考
三 写真(D)			
1 電子顕微鏡写真	1 枚	4,000	
2 顕微鏡写真	1 枚	4,600	
3 レーザー顕微鏡写真	1 枚	2,800	
4 その他の写真	1 枚	3,500	
5 焼き増し	1 枚	1,100	
四 試作(E)			
	1 件	所要時間及び原材料の時価等を勘案して知事が定める額	

(広島県立総合技術研究所共通分)

種 別	単 位	金額(円)	備 考
一 成績書及び証明書(F)			
1 和文	1 部	800	
2 英文	1 部	1,400	
二 他の項に定めのない試験等(G)			
	1 件	所要時間及び原材料の時価等を勘案して知事が定める額	
三 前処理及び試料調製(H)			
	1時間	4,100	①他の項に定めがある場合を除き、この定めによる。 ②30分に満たない場合は、2,000円とする。
四 設備利用において職員が行う機器操作(I)			
	1時間	4,100	30分に満たない場合は、2,000円とする。

備考

(1)1時間未満の端数時間は、1時間とする。ただし、30分に満たない場合の定めがあるときは、その定めるところによる。

(2)手数料を納付すべき者が広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の手数料の額は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。